(V	道底	明月	たの世帯は、 全(高校生等)	- 民税所得害 7月1日現在 、	川額非課税世 生活保護法(B の受給を申請	召和25年法律	第144号)		による生業扶	助)受給世帯 ・助を受給していませ	±λ.
		申請者	氏名	Į.	上海 太郎		中請者	住所	札幌市中央	·区北〇条	·西O丁目O—	0
	連絡先(自宅) 高校生等との関係 (○を付けてください)					4 1 1 1 、・ 未成年後り とあるのは「父		親主	_	者・生徒々	その他(
			0がな 名	ほ	っかい いち	·郎	生年月		昭和平成	17 年	10 A	= 1
+	対象と	(7月	校名 1 日時 王学校)	旭川	実業高	等学校	普通	学科課程	2 年	通信制	以外・通信制	
申請者(!	なる高校		所在地去の	旭川市末瓜 学校名	坛8条1丁目	丁目 年 月 日	学	- 校の種類・課程・学 <u>科</u>				
保護者等	生等	高等学校等 における 在学期間		立 学校名 立		~ 年 月 日 ***		校の種類・課程・学科				
記入		受給回数		昨年度までの給付金受給回数について、 該当する□にレ印を付けてください。 氏名			なし	し 1回] 夕	2 回 3 E	回 4回 不明]		
l^		護者等	続柄 父			<u></u> 太郎		·柄 子		北海	 花子	
		当該世				 象となる高校 現族の状況」欄					未満の扶養されて 入してください。	いる
	家族構	扶	続柄	氏	名	生年月日	年齢 (基準日現在)	職業・学	学校名・学年	等 給付金の 申請の有		
	成	養親族	弟	北海	二郎	H18. 10. 21	15	00	高校 1年	▼有 □	□ 上記以外	
		の状況								□有□	無 □ 通信制 東攻科 □ 上記以外 □ 通信制	
		76								□有□		\searrow
	イロハ	又2児措を給※は校童置除付高	こ多以富貴くの等といいるとというというというというというというというというというというというというという	ことがある たたる対象と 大大となり 大大となり 大大となり 大大となり 大大となり 大大となり 大大となり 本のである。 本のでる。 本のである。 本のでる。	場合には、 場合には場合には場合である。 であるのでは、 であるのでは、 であるのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	奨学のための; は、いずれか ひいずれか であって、見であって、見いない。 は、原則とし	給付金の受 1位を 1位を 1位を 2000 1位で 2000 1位で 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 20	給で(は外校合は外校合は)	はありません としてくださ 年4月30日 原成費(母子)ます。 種う高校生等 団)を上限と	。 い。 厚生省発児 生活支援施 は4回)を	事政科を卒業し 第86号)による 記設の高校生等 土上限とします。	

受給世帯□

第 1 子□

生業扶助証明書 □

非受給世帯口

第2子以降口

課税証明書等 □ () 個人番号 □ ()

(裏面もご確認ください。)

②生活保護(生業扶助)受給関係

③第1子と第2子以降の別

④確認方法

学校記入欄

【申請書(表)の記入例】

全て基準日(申請する年の7月1日)現在の状況について記入願います。

※黒のペン又は、黒のボールペン (消せるボールペン等の使用は不可)を使用してください。

※修正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。

・学校へ提出する日としてください。 (7月1日以降の日付)

・確認の上、該当する方にレ印を記入してください。

- ・申請者の氏名等記入してください。
- ・申請者(保護者等)は北海道内に住所を有している必要があります。 住民票上の住所を記入してください。
- ・修正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。
- ・保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順になります。

(続柄は、対象となる高校生等を基準に記入してください。)

・保護者等でない祖父母、扶養されていない兄弟姉妹の記載は不要です。

- ・対象となる高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹について記入してください。(続柄は、対象となる高校生等を基準に記入してください。) (ここに記入した方の健康保険証写しの提出)
- ・生業扶助を受給している世帯は記入不要です。 (健康保険証の写しの提出も不要)

【確認·誓約事項】

次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。

《非課税世帯・生活保護受給世帯の方共通》

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の 高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。
- ・この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、生活保護(生業扶助)の 受給状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、 関係機関(行政機関、学校等)に照会等の調査を行うことに同意します。
- ・私又はこの申請の対象となる高校生等は、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金の申請は 行っておりません。(北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度)

《非課税世帯の方のみ》

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません
- 【扶養親族の状況】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

(該当する口にレ印を付けてください。)

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高 校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、 給付金を学校長に支払うことについて委任します。

同意する

申請者氏名

同意しない П

【保護者等の収入の状況について】	(該当する口にレ印を付けてください。)
------------------	---------------------

- (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが 分かる証明書を提出します。
- □ 「一十章 井助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書 (十章 井助を受給している場合は、(2)以降の記載は不要です。

(2)	次の	者の課税証明書等を提出します。
0		親権者(両親)2名分
2		 現権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・麻婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
3		未成年後見人(親権者が存在せず 未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
4		生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)		主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
6		生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のレデれも存在しない場合 等
※ (3)	-4 /	文科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。 理由により、課税証明書等を提出しません。
		所得確認の対象が生徒本人 (親権者 未成年後見人又は主た、生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、 成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
	既(※た	高等学校等就学支援全の支給に関する法律(平成22年法律第18号)における 就学支援金の支給を受けるために、 - 在学の高等学校等に証明書類(個人番号証明書類を含む。)を提出している場合 - だし、道外の私立学校等に在学している生徒及び保護者等全員の証明書類を提出していない場合 (所得控除の 対象となっている配偶者分の証明書を提出していない場合など) は省略できません 。
		、番号がわかる証明書類を提出した場合 奨学のための給付金における所得判定に限って、個人番号による課税情報の取得に同意する。 ※個人番号がわかる証明書類を提出した保護者等は必ずレ印を付けてください。 ※新入生対象の早期給付を希望される場合は選択できません。(課税証明書等を提出 してください))

ふ例入工科家の中別相目で加生に4000物目は歴代できません。 (赤水血力量 サビル山	
【保護者等の扶養の状況について】 <u>(該当する口にレ印を付けてください。)</u>	
保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。【※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている	兄弟姉妹がいる場合
①	
②	

【申請書(裏)の記入例(生活保護受給証明書で所得確認をする場合)】

• 確認 ·	・誓約事項を確認の上、	署名してください。	

・確認の上、必ずレ印を記入してください。

保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)をいい、次の①~⑤を除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- (3) 法人である未成年後見人

- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

・必ずレ印を記入してください。、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる 証明書(生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書)を添付してください。 ※(2)以降の記入は不要です。

申請書(基準日現在の状況で正しくお書きいただきましたか。記入もれはありませんか。)
基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給している世帯は、 別紙様式第4号又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書
口座振込申出書
通帳のコピー

【確認】 提出前にもう一度チェックをお願いします。

【確認·誓約事項】

次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。

《非課税世帯・生活保護受給世帯の方共通》

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の 高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。
- この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、生活保護(生業扶助)の 受給状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、 関係機関(行政機関、学校等)に照会等の調査を行うことに同意します。
- ・私又はこの申請の対象となる高校生等は、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金の申請は 行っておりません。(北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度)

《非課税世帯の方のみ》

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- 【扶養親族の状況】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

【同意事項】 (該当する口にレ印を付けてください。)

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高 校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、 給付金を学校長に支払うことについて委任します。

✓ 同意する

申請者氏名

同意しない

1)生活保	護法(昭和25年法律第144	号)第36条の規定による生	三葉扶助(高等学校等就学費)を受	給していることが
分かる証	正明書を提出します。			

生業扶助(高等学校等就学費)を受給しているこ	とが分かる証明書 (生業扶助を 受給している場合は、	(2)以降の記載は不要です。)

(2)	次の	者の課税証明書等を提出します。
1		親権者(両親)2名分
		親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
2		・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合 そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
3		未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見くが複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使するきととされている者である場合は、その者を除く。
4		生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という人面親等)2名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤		主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
6		生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
		な料の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。 理由により、 課税証明書等を提出しません。
		「得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、 「存在で道体限と対所得刺及び古町対民対所を関大関大関大力を持つしています。」

※ただ」、<u>道外の私立学校等に在学している生徒</u>及び保護者等全員の証明書類を提出していない場合(所得控除の 対象となっている配偶者分の証明書を提出していない場合など)は省略できません。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)における**就学支援金の支給を受けるために、**

固人番号がわかる証明書類を提出した場合

☑ 奨学のための給付金における所得判定に限って、個人番号による課税情報の取得に同意する。

※個人番号がわかる証明書類を提出した保護者等は必ずレ印を付けてください。

既に在学の高等学校等に証明書類(個人番号証明書類を含む。)を提出している場合

※新入生対象の早期給付を希望される場合は選択できません。(**課税証明書等を提出**してください。)

【保護者等の扶養の状況について】 (該当する口にレ印を付けてください。)

保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。【※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合】

1	\square	扶養親族の健康保険証の写し(マスキングを施したもの
---	-----------	---------------------------

	─ 扶養申立書 ・	その他保護者等の扶養親族のん	人数・年齢を確認できる書類(
--	------------------	----------------	----------------

【申請書(裏)の記入例(マイナンバーで所得確認をする場合(非課税世帯のみ))】

・確認・誓約事項を確認の上、署名してください。

・確認の上、必ずレ印を記入してください。
・保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)をいい、次の①~⑤を除きます。 ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長 ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長 ③ 法人である未成年後見人
④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人 ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
・個人番号カード等では判定できません。
・必ず選択してください。
・ 扶養している兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付してください。 健康保険証で保護者等と被扶養者の関係が明らかでない場合は、扶養申立書を添付してください。 ※生業扶助を受給している世帯は不要です。
【確認】 提出前にもう一度チェックをお願いします。
□ 申請書(基準日現在の状況で正しくお書きいただきましたか。記入もれはありませんか。)
□ マイナンバーにより所得確認を行う場合、「(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。」及び「個人番号がわかる証明書類を提出した場合」にチェックが入っていますか
□ 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹の健康保険証等の写し
□ □ □ □ 座振込申出書
□ 通帳のコピー

【口座振込申出書の記入例】 ※給付金を申請される方は必ず提出してください。

様式第2号

口座振込申出書

申出書の日付は7月1日以降の日付としてください。

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道知事様

学校名	旭	Ш	実	業	高	等	学	校	
対象高校生		北	海	§ -	_	郎			
申請者(保)		住所 81 3	88)		+	A COI	T/-	ださい	
旭川		583	打了	目	7	441		1201	,0
申請者(保	護者等)」	氏名							7
	1	lt	海	!	太	郎)		印
電話番号	※右詰	めで記入し	、市外局番	も必ず記	入してくた	さい。ハイ	(フン(ー)	は不要です	١.
0	1	6	6	5	1	1	2	4	6

私に対する奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)については、下記のとおり口座振込されるように申し出いたします。

記

振	金融機関名	C	00	信	用金庫 用組合	0	0	本店 支店 支所	預金 **Oを付ける			「 ※右詰で			番 	号 こください。	
込	コード	0	金融機 5		労働金庫	4	店番号	5	普通預金	当座預金	0	1	2	3	4	5	6
先	4	□座名郭	美(漢字	er er		ホッ		□座名第	(フリガナ)	※姓と名の	の間は1マ	ス空け、潜	 調点等も1 	マスに入れ	れてください	۰٬۰	
	40	/ 7				714 7											

必ず保護者名義で記入をお願い致します。

- ※ 振込先口座の記入誤りがあると、支給予定日に入金できません
- ※ 恐れ入りますが、もう一度、振込先の口座番号など誤りが無いか 再度ご確認下さい。

【扶養申立書の記入例】

※健康保険証等で、申請者と被扶養者の関係が明らかでない場合のみご提出ください。

別紙様式第1号	<u></u>									
	申立書の日付は7月以降の日付としてくた		年 月 日							
扶養申立書										
被扶養者(当該生徒の兄弟)の氏名を記入してください。										
私が主として <u>北海 二郎</u> を扶養していることを申し立てます。										
	〒060−8588	ふりがな	ほっかい たろう							
扶養者住所	札幌市中央区北○条西○丁目○一○	扶養者氏名	北海 太郎							
上記のとおり、事実に相違がないことを証明します。										
	⊤060-8588	ふりがな	ほっかい たろう							
申請者住所	札幌市中央区北○条西○丁目○一○	申請者氏名	北海 太郎							